

「第5次沖縄県地産地消推進計画調査・検証事業」 仕様書

1 委託業務名

「第5次沖縄県地産地消推進計画調査・検証事業」に係る業務委託

2 目的

本県では、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づき、令和6年3月に第5次沖縄県地産地消推進計画を策定し、地産地消施策を総合的かつ計画的に推進している。

島嶼県である本県は、物流手段は空路と航路への依存度が高く、気候面での特性により収穫できる品目や時期など、他都道府県と異なる特徴がある。また、国内唯一の亜熱帯地域の特性を生かし、冬春期を主体とした農作物を中心に国内での供給産地としての地位を確保してきた。

一方、近年の物流コストの上昇や自然災害による物流システムへの影響への備えとして地産地消の重要性は今後も高まっていくと考えられることから、域外出荷を軸とした構造は維持しつつ、将来的なリスクに備え、域内出荷による経済循環の活性化を図っていく必要がある。

本事業は、県内の地産地消に関する実態調査を行い、現計画の評価・検証を行うとともに、沖縄県特有の課題を踏まえた実効性の高い地産地消のあり方（＝「沖縄型地産地消」）を検討することを目的とする。調査結果をもとに「沖縄県地産地消推進県民会議」での議論を経て、「沖縄型地産地消」の定義を策定するものである。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月29日まで

4 委託業務内容

事業受託事業者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

(1) 地産地消に関する実態把握のための調査等

[調査時期 5月～7月（予定）]8月下旬頃には調査結果をまとめること。

- ① 第5次沖縄県地産地消推進計画の成果指標把握に必要な調査
 - ア 食品を購入する際に県産食材を意識する県民の割合
 - イ 地場産コーナーを設置している量販店の割合
 - ウ 県産食材を利用した料理教室・郷土料理等の講習会の実施件数
 - エ 島野菜を普段から食べる県民の割合
 - オ 産地モニターツアー等、実需者や消費者が産地を訪れる取組
 - カ 県産食材を使用する飲食店や弁当屋を利用する県民の割合

(想定する調査方法)

- 沖縄県地産地消推進県民会議幹事会員に対する調査 → ウ オ
- 県内量販店(5社)向け調査依頼 (総店舗数/地場産コーナー設置店舗数) → イ
- 下記②地産地消に関する県民意識調査の設問項目に含める → ア エ カ

② 地産地消に関する県民意識調査

15問～20問程度。回答数1,200件程度（前回調査と同程度を想定）

※ 調査方法及び調査結果のまとめ方等については提案事項とする。

③ その他、「沖縄型地産地消」の定義策定の参考となる調査等

上記①、②以外の調査で、策定作業に有益な調査について提案すること。

(2) 現行計画(第5次地産地消推進計画)の中間年度における評価・検証作業(現状把握・課題分析)

上記(1)の実態調査の結果等を基に、県の関係部局等で実施している地産地消に関する業務を洗い出し、業務内容の概要、現状等を整理するとともに、地産地消の取り組みに関する課題等を分析する。必要に応じて、関係部局へのヒアリングを行うこと。

なお、本業務は9月下旬頃までに整理すること。

(3) 事例調査

全国の地産地消の取り組みに関する事例調査を行う。また、地域の特性を踏まえた定義づけや取り組みを行っている優良事例については、ヒアリング等により、その成功要因や課題などを分析する。

(4) 仮説の立案と検証調査

調査を踏まえ、「沖縄型地産地消」の定義についての仮説立てを行う。また、立案した仮説をもとに、関係団体等を対象としたアンケートおよびヒアリング調査を行い、仮説の検証を行う。調査対象は、地産地消推進県民会議の構成団体(行政機関を除く20団体)とする。

(5) 「沖縄型地産地消」検討会の開催

「沖縄型地産地消」の定義を行うための検討会を開催する。検討会の委員は、上記(1)～(4)の内容をフィードバックするとともに地産地消の施策や取り組みに詳しい学識経験者や実務者、関係者等、6名以上とする。検討会は、3回以上開催する。

- ア 会場の確保・準備、受付等会議運営全般
- イ 委員への出席依頼、日程調整、開催通知、出席確認
- ウ 会議資料の作成、印刷、配布
- エ 当日の進行
- オ 議事録の作成
- カ 委員への報酬等の支払い
- キ その他、会議の開催にあたり県が指示する事項

※ 会場については、参加委員の利便性が良い場所(県庁周辺)となるよう、県と調整して決定すること。

※ 検討会での「沖縄型地産地消」の定義についての提言をもとに、県民会議にて議論を予定している。

(6) 「沖縄型地産地消」素案作成

検討会での意見交換等を踏まえ、「沖縄型地産地消」の定義の素案作成を行う。県民会議幹事会にて、「沖縄型地産地消」の定義に関する審議を行う。

(7) 沖縄県地産地消推進県民会議運営業務

計画の策定にあたり開催する「沖縄県地産地消推進県民会議」の運営業務を行う。作業内容は次のとおりとする。

- ア 会場の確保・準備、受付等会議運営全般
- イ 構成団体への出席依頼、日程調整、開催通知、出席確認(行政以外)
- ウ 会議資料の作成、印刷、配布
- エ 議事録の作成
- オ 委員の意見の取りまとめ
- カ 委員への報酬等への支払い(行政以外)
- キ その他、会議の開催にあたり県が指示する事項

※ 会場については、参加委員の利便性が良い場所(県庁周辺)となるよう、県と調整して決定すること。

※ 県民会議幹事会の開催回数は、1回以上を予定している。

※ 「沖縄型地産地消」の定義は、県民会議にて審議すること。

開催時期、方法については、契約後、県と協議の上決定する。

※ 構成団体については、別紙「沖縄県地産地消推進県民会議設置要綱」「沖縄県地産地消推進県民会議幹事会設置要領」を参照

(8) 現行計画調査報告書の作成

上記内容をとりまとめ、調査報告書及び概要版を作成する。

報告書(A4)の編集、校正を行い、印刷・製本のうえ、納品する。(各 50 部)

(9) 成果物の納品

① 委託事業終了の日までに、以下の内容の報告書等を提出すること

ア 事業報告書(カラーA4 版) 10 部

イ 事業報告書(概要版) 10 部

② 上記報告書を記録した電子記録媒体を 1 部提出すること。

③ 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託に

あたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

※ 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル(文字コード:UTF-8(BOM無し))も提出すること。

(図・表等の集計前のデータを含む。)

イ PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※ 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

5 業務進捗状況に関する打合せ

委託業務の進捗状況や委託業務の内容等に関する打ち合わせを必要に応じて実施すること。

6 受託者における経費の計上及び委託額

委託額 9,324,000 円 (うち消費税及び地方消費税 847,636 円)

(注) :「消費税及び地方消費税」は、消費税法第 28 条第1項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

経費の費目については以下の内容とし、各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

- (1) 人件費
- (2) 直接経費(報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料および賃借料、再委託費、その他必要と認められる経費)
- (3) 一般管理費((人件費+直接経費-再委託費)の 10%以内とする)
- (4) 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

※上記の一般管理費の計算における再委託費は、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

(請負契約の例:パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等)

7 委託業務の経理

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係るすべての経費の支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は委託料の支払いができない場合があること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、その使途を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務に係る支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (5) 委託料の支払については、委託業務完了後に提出する実績報告書に基づき支払うべき委託料の額を確定(実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額)し、精算払いを行うものであること。
- (6) 委託業務を実施する場合、財産(備品等)の取得は認めないものとする。

8 再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

 - ① 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。
 - ア 契約金額の50%を超える業務
 - イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務
- (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

 - ① 資料の収集・整理
 - ② 複写・印刷・製本
 - ③ 原稿・データの入力及び集計
 - ④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務。

9 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。